

女川町庁舎等視察報告書

六ヶ所村新庁舎建設における基本構想の作成にあたり、先行事例として、2事例を視察した。以下に視察結果を示す。

1. 観察概要

観察先	女川町役場 陸前高田市役所
目的	新庁舎の敷地選定における高台移転の考え方
日時	令和3年11月4日、5日
観察者	六ヶ所村新庁舎建設検討委員会：高橋信委員長、伊藤宗太郎副委員長、高橋文雄委員、高田博光委員、小藤一樹委員、高田孝徳委員、久保勝廣委員
	六ヶ所村総務課：種市課長、佐々木主査
	建設技術研究所：川井、猪股、吉田

2. 女川町役場

女川町役場の観察概要を以下に示す。

対象施設	女川町役場
自治体	宮城県女川町
施設概要	敷地面積：21,270.41m ² 建築面積：本体建物4,487.84m ² 付属建物161.8m ² 階数：地上3階 地下1階 塔屋1階 庁舎コンセプト ○コンパクトで利便性・機能性の高い複合施設 ○まち・海へとひらかれた建物へのびやかな眺望を確保し、まちを見守る～ ○高台と駅や商店街のある低地部を機能的・景観的につなぐ役割 ○ライフサイクルコストを極力抑えた施設 防災対策室の陽圧化 移転先敷地概要 ○旧庁舎より150m内陸 ○標高約20m（東日本大震災時津波高14.8m）
主な観察内容・確認事項	○女川町役場庁舎整備概要 ・まちづくりと一体となった庁舎整備過程の説明 ○女川町役場庁舎及び周辺視察 ・議場、複合施設、災害対策本部（陽圧設備）、庁舎周辺の見学 ○復興まちづくり概要 ・公民連携による復興まちづくりの説明
質疑応答	Q1：敷地の選定理由は何か。 A1：東日本大震災の津波より高い高台であり、学校や商業施設などとのコンパクトな集約を行うことができる土地であったことが選定理由である。女川町では複数の候補地をあげず、現在の敷地のみで検討を進めた。 Q2：庁舎に避難所としての機能はあるか。

A 2 : 庁舎を避難所として位置づけていない。ただし、災害が起きた際に休憩用にロビーを開放するなどしているため、避難者の受入を拒むものではない。

Q 3 : 原子力発電所からどの程度離れているか。

A 3 : 6 ~ 7 km 離れており、PAZ圏外である。

Q 4 : 災害対策室が狭いようにみえるが、どのような使い方をしているのか。

A 4 : 平常時は会議、庁議等に使用。災害時は町長、副町長をはじめとする災害対策本部を設置する。

Q 5 : 窓口がワンストップサービスになっているように見えたが、旧庁舎でも同様だったのか。

A 5 : 現庁舎からである。総合窓口には専属で対応する職員を雇用している。また、常時2名の職員を当直とすることで、24時間365日町民からの問い合わせに対応できるようにしている。

Q 6 : 復興まちづくりを進めるうえで、何に苦労したか。

A 6 : まず、震災でおよそ9割の建物を失ったこと。復興というゴールは決まっているため、そこに向かうまでの行政と民間のベクトルを合わせるという下地作りに苦労した。

Q 7 : 震災以前から町の特徴として一体感のような土壤もあったのでは。

A 7 : 自分たちのことは自分たちで決めるという風土はあったように思う。

Q 8 : A 1 にて複数の候補地をあげず、現在の敷地のみで検討を進めた。とあるが、選定はどの段階で行ったのか。

A 8 : 現町長が就任した際、平成23年に策定した女川町復興計画の土地利用計画図の見直しを行った。その見直しの中で役場庁舎と小中学校の配置を定めており、平成25年に女川町議会震災復興特別委員会にて了解を得た。

Q 9 : 災害時万が一庁舎が使用できなくなった際の災害対策本部を設置する代替施設は想定しているか。

A 9 : 本町の地域防災計画では「庁舎等が被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。」としているが、現状具体的な代替拠点の検討・指定はしていません。庁舎が被災した場合は被災を免れた公共施設に対策本部を移転したうえで災害対策にあたることになると思う。

3. 陸前高田市役所

陸前高田市役所の視察概要を以下に示す。

対象施設	陸前高田市役所
自治体	岩手県陸前高田市
施設概要	<p>敷地面積：約 12,000 m²</p> <p>建築面積：庁舎 923.4 m² 倉庫等 397 m²</p> <p>階数：地上 7 階</p> <p>庁舎整備の整備方針</p> <ul style="list-style-type: none">○誰にでもやさしい、利用しやすい庁舎○災害時における行政機能の継続○地球環境に配慮した庁舎○長期的な対応 <p>移転先敷地概要</p> <ul style="list-style-type: none">○旧庁舎より約 800 m 内陸○標高約 17 m (5 m の嵩上げ) (東日本大震災時津波高 15.8 m)
主な視察内容・確認事項	<ul style="list-style-type: none">○市役所の見学<ul style="list-style-type: none">・議場の見学(視察のみ)・その他、庁舎内を見学